

令和7年度

第2回 いわき市スポーツ推進審議会

日時 令和8年3月13日（金）
14時～

会場 いわき市役所本庁舎 3階
災害対策本部会議室

スポーツ都市宣言

わたくしたちいわき市民は、スポーツを愛し、健全なところとからだをつくり、明るく住みよい豊かないわき市を築くため、ここに「スポーツ都市」の宣言をする。

1. みんなでスポーツを楽しみましょう。
1. スポーツを愛し、すこやかな心とからだをつくりましょう。
1. 力をあわせて、スポーツの場と機会をつくりましょう。
1. スポーツを通じ、友情の輪を世界に広げましょう。

昭和61年3月31日

令和7年度 第2回いわき市スポーツ推進審議会会議 次 第

日 時：令和8年3月13日（金）

14時05分～

場 所：いわき市役所本庁舎3階
災害対策本部会議室

1 開 会

2 スポーツ都市宣言

3 あいさつ

4 報告事項

令和7年度 いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金及びいわき市スポーツ振興基金事業補助金の執行状況について

5 諮問事項

- (1) 議案第1号 令和8年度いわき市スポーツ振興基金を用いて育成を図るスポーツ活動について
- (2) 議案第2号 令和8年度社会教育団体であるスポーツ団体に対する補助金について
- (3) 議案第3号 いわき市スポーツ推進計画中間見直し（案）について

6 その他

7 閉 会

令和7年度いわき市スポーツ推進審議会名簿

※ 現委員の任期は、令和9年9月30日まで

役職名	氏名	備考
会長	吉田 信治	いわき市体育協会会長
副会長	奥田 和子	いわき市スポーツ推進委員会副会長
委員	塚本 泰英	いわき野球連盟会長
委員	金澤 昭恵	いわき水泳連盟監事
委員	秋山 里美	いわき市スポーツ少年団本部理事
委員	木田 佳子	いわき地区総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 特定非営利活動法人いわき・あいスポねっと理事
委員	権丈 泰巳	一般社団法人日本パラサイクリング連盟 ハイパフォーマンスディレクター
委員	荒川 純	いわき商工会議所中小企業振興グループ 副グループ長
委員	渡邊 亮	いわき地区高等学校体育連盟会長 (福島県立磐城桜が丘高等学校長)
委員	上原 薫	いわき市中学校体育連盟副会長 (いわき市立勿来第二中学校長)
委員	鈴木 賢一	いわき市小学校長会陸上競技部長 (いわき市立草野小学校長)
委員	菊池 明彦	福島県教育庁いわき教育事務所 主任社会教育主事兼指導主事

審議会の開催要件

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 (省略)

報告事項

令和7年度 いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金及びいわき市スポーツ振興基金事業補助金の執行状況について①

事業概要

本市のスポーツ振興を図るため、競技スポーツ団体または個人が国際・全国・東北大会出場に要する費用に対する助成や市内での東北大会等開催に要する費用の一部を助成するもの。

※令和7年4月1日、申請者及び事務担当者の事務簡素化のため「[いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金](#)」を新たに制定。

【主な変更点】領収書の一部添付省略・補助率の撤廃

1 予算執行状況

令和8年3月5日現在 (単位 円)

当初予算額 (A)	予算流用額 (B)	R7予算額 (A) + (B)	執行済額	執行残額
8,000,000	1,890,000	9,890,000	9,052,000	838,000

【予算流用の理由】

前年度までと比較し、全国大会に進出する選手の増加により、交付額が増加しており、交付額が当初予算額を大きく上回ったことから予算流用を行ったもの。

2 事業別交付決定件数

補助金	事業名	件数	うち 国際 大会	うち 全国 大会	うち 東北 大会	交付決定額
いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等補助金						
	国際、全国、東北大会等 選手派遣補助事業	263	1 個人1 団体0	163 個137 団体26	99 個人72 団体27	8,902,000
いわき市スポーツ振興基金事業補助金						
	地元開催競技大会事業	0	—	—	—	0
	少年スポーツ普及育成事業	1	—	—	—	100,000
	生涯スポーツ普及育成事業	1	—	—	—	50,000
	指導者養成事業	0	—	—	—	0
	合 計	265	1	163	99	9,052,000

報告事項

令和7年度 いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金及びいわき市スポーツ振興基金事業補助金の執行状況について②

3 対前年比較

	令和6年度 A (R7.3.8時点)	令和7年度 B (R8.3.5時点)	増減 (B-A)
件数	154	265	111
執行済額	5,032,000	9,052,000	4,020,000
(予算額)	8,000,000	9,890,000	1,890,000

《増加の要因》

R7：265件（前年度比+111件）

- ・ 全国大会に出場する選手が増加した（競技スポーツ力の向上が見られる）

○ 令和7年度全国大会出場選手数の多い主な競技種目

【全国大会】

空手 R6：26名 → R7：45名（19名増）

卓球 R6：48名 → R7：53名（5名増）

バレーボール R6：3チーム → R7：6チーム（3チーム増）

【東北大会】

テニス R6：41名 → R7：56名（15名増）

体操 R6：25名 → R7：32名（7名増）

- ・ その他の要因として、補助金交付要綱の制定にあたり、市公式ホームページへの掲載や令和7年度市体育協会事業説明会において説明したことにより、事業の周知が図られ、補助金を申請する団体、個人が増加した。

議案第1号

令和8年度におけるいわき市スポーツ振興基金を用いて育成を図る
スポーツ活動について

いわき市スポーツ振興基金条例（昭和59年いわき市条例第34号）第
5条の規定により市長から諮問があったため、議決を求める。

令和8年3月13日 提出

いわき市スポーツ推進審議会会長

いわき市スポーツ振興基金を用いて育成を図るスポーツ活動を決定する場合、市スポーツ推進審議会に諮問するものとされています。

○ いわき市スポーツ振興基金条例 <抜粋>

(育成を図るスポーツ活動の決定)

第5条 市長は、毎年、基金を用いて育成を図るスポーツ活動を決定するものとする。この場合において、当該スポーツ活動の選考について、いわき市スポーツ推進審議会条例（昭和52年いわき市条例第12号）に基づくいわき市スポーツ推進審議会に諮問するものとする。

1 スポーツ振興基金の令和7年度末残高見込みについて (単位 円)

令和6年度末 残高	積立額 (寄附額)	取崩額	令和7年度末 残高
97,946,202	0	7,890,000	90,056,202

●取崩額 (※)

- ・スポーツ振興基金事業補助金 (R7事業分) 3,890,000円
(内訳) 当初取崩予定額 2,000千円 + 予算流用額 1,890千円
- ・トップアスリート養成事業費 (R7事業分) 4,000,000円

※ 取崩額はあくまで見込みであり、決算額確定後に予算流用額を算出したうえで、取崩額が確定します。

2 令和8年度スポーツ振興基金を用いて育成を図るスポーツ活動について

令和8年度においては、次の事業に対してスポーツ振興基金の充当を予定しています。

(1) スポーツ普及振興事業費 ※ 旧：スポーツ振興基金事業補助金

予算額 : 8,000千円 (充当額 2,000千円)

事業概要 : 本市のスポーツの振興を図るため、競技スポーツ団体又は個人が国際・全国・東北大会出場した際の激励金の交付や市内での東北大会等開催に要する費用の一部を助成するもの。

助成内容 : いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金
いわき市スポーツ振興基金事業補助金

(2) トップアスリート養成事業費

予算額 : 4,000千円 (充当額 4,000千円)

事業概要 : 「競技力のさらなる強化」として、選手の強化や競技団体全体の競技力の向上や意識の高揚を図ることを目的とした新たな事業を行う加盟競技団体 (概ね8団体) に対して、補助金を交付する。

【補助限度額 : 一競技団体あたり500千円】

3 スポーツ振興基金の令和8年度末残高見込みについて (単位 円)

令和7年度末 残高	積立額 (寄附額)	取崩額	令和8年度末 残高
90,056,202	0	6,000,000	84,056,202

議案第2号

令和8年度における社会教育関係団体であるスポーツ団体に対する補助金について

スポーツ基本法（平成23年6月24日号外法律第78号）第35条の規定により市長から諮問があったため、議決を求める。

令和8年3月13日 提出

いわき市スポーツ推進審議会会長

スポーツ基本法において、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付する場合、スポーツ推進審議会の意見を聞かなければならないとされています。

○スポーツ基本法 <抜粋>

(審議会等への諮問等)

第35条 国又は地方公共団体が第33条第3項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第9条第2項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第13条の規定による意見を聴くことを要しない。

1 令和8年度におけるスポーツ団体に対する補助金について

体育団体運営費補助金

(1) いわき市体育協会 4,140千円 (R7 : 4,140千円)

本市の競技スポーツ及び生涯スポーツの普及・振興を図ることにより、競技力の向上及び市民の体力・健康の増進に寄与するもの。

- ・ 市スポーツ大会、市民種目別大会、スポーツ功労賞等表彰式等の開催

(2) いわき市スポーツ少年団本部 409千円 (R7 : 409千円)

本市の青少年スポーツ振興及び競技力の向上、さらには健全育成を図るもの。

- ・ ジュニアリーダーズスクール、スポーツ少年団フェスティバルの開催

(3) いわき市スポーツ推進委員会 333千円 (R7 : 333千円)

本市スポーツの振興と市民の体位・体力の向上及び健康増進に寄与するもの。

- ・ 支部活動、さわやか運動教室、カローリング大会

いわき地区総合型地域スポーツクラブ連絡協議会交流事業補助金

いわき地区総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 300千円 (R7 : 300千円)

総合型スポーツクラブのネットワーク化を図り、魅力あるクラブの普及・啓発を推進することにより、多くの地域住民の健康づくり・生きがいづくり・地域づくりに寄与するもの。

- ・ チャレンジスポーツまつりの開催

いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金及び いわき市スポーツ振興基金事業補助金

(1) スポーツ普及振興事業費 8,000千円 (R7 : 8,000千円)

本市のスポーツの振興を図るため、競技スポーツ団体又は個人が国際・全国・東北大会出場した際の激励金の交付や市内での東北大会等開催に要する費用の一部を助成するもの。

① いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場激励金

市民のスポーツの普及振興を図るため、国際大会、全国大会又は東北大会に出場する選手及び団体に激励金を交付するもの。

- ・ 国際大会出場：選手1人あたり30千円 団体上限300千円
- ・ 全国大会出場：選手1人あたり15千円 団体上限100千円（高校生以下は200千円）
- ・ 東北大会出場：選手1人あたり8千円 団体上限60千円（高校生以下は100千円）

② いわき市スポーツ振興基金事業補助金

いわき市スポーツ振興基金条例第4条第1項各号に掲げる地元開催競技大会事業、少年スポーツ普及育成事業、生涯スポーツ普及推進事業等の費用に対し、補助金を交付するもの。

- ・ 地元開催競技大会事業（東北大会）：150千円（補助率3分の1以内）
- ・ 少年スポーツ普及推進事業：100千円（補助率2分の1以内）
- ・ 生涯スポーツ普及推進事業（健康増進事業）：50千円（補助率2分の1以内）

いわき市競技スポーツ振興事業補助金

(1) 競技スポーツ振興事業補助金 7,000千円 (R7 : 7,000千円)

いわき市体育協会加盟競技種目団体が実施する、強化練習会や強化合宿、指導者養成講習会等に対し助成するもの。

(2) サイクルイベント開催事業補助金 3,752千円 (R7 : 3,752千円)

サイクルスポーツの普及と発展のため、自転車に親しむ環境づくりの一環として、自転車教室をはじめ、さまざまな自転車体験により、自転車に乗ることができる、自転車に興味を持つ、自転車が好きになる、そうしたサイクルスポーツを推進するイベントに助成するもの。

(3) 市町村対抗大会出場事業補助金 2,433千円 (R7 : 2,333千円)

市町村対抗福島県大会に出場する3団体に対し助成するもの。

- ・ 市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会（ふくしま駅伝）、軟式野球大会、ソフトボール大会

トップアスリート養成事業補助金

(1) トップアスリート養成事業費 4,000千円 (R7 : 4,000千円)

「競技力のさらなる強化」として、「競技スポーツ振興事業」の「強化練習事業」や「強化指定事業」、「普及調査事業」とは別に、「トップアスリート養成事業」の補助金を活用することで、選手の強化や競技団体全体の競技力の向上や意識の高揚を図ることを目的とした新たな事業を行ういわき市体育協会加盟競技種目団体（概ね8団体）に対して、補助金を交付する。

【補助金交付限度額：1団体あたり500千円】

議案第3号

スポーツ基本法（平成23年6月24日号外法律第78号）第31条、及びスポーツ推進審議会第2条の規定により市長から諮問があったため、令和7年度において修正案を調査審議し議決する。

令和8年3月13日 提出

いわき市スポーツ推進審議会会長

スポーツ推進審議会

【根拠】

スポーツ基本法

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、**地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため**、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

見直しの経緯

いわき市スポーツ推進計画の中間見直しに向けて、検討委員会を組織し見直し事業を実施

令和7年5月1日	スポーツの実施状況等に関するアンケート
令和7年6月30日	いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会設置要綱制定
	・ アンケートのとりまとめ
令和7年7月28日	第1回いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会
	・ 関係機関に対し、計画に記載されている各項目の修正等を依頼
	・ 国や県の計画、関係機関等の修正内容を踏まえ、見直し案を策定
令和7年11月28日	第2回いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会
	・ 検討委員会委員意見調査、関係機関内容確認
令和8年1月21日	いわき市教育委員会付議
	・ 見直し案について全庁照会
令和8年1月28日 ～2月11日	パブリックコメント募集
	・ パブリックコメントによる修正なし
令和8年2月19日	第3回いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会
	・ 検討委員会の承認により、見直し（案）が決定
令和8年3月13日	第2回いわき市スポーツ推進審議会

**スポーツ推進審議会の承認をもって、中間見直しが終了し、
「いわき市スポーツ推進計画（令和8～12年度）」が決定します。**

※ 計画見直しについては、別資料「いわき市スポーツ推進計画中間見直しの概要（A3）」で
ご説明します。

スポーツ推進審議会

【根拠】

スポーツ基本法

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。